「第2期近江八幡市教育振興基本計画(素案)」に係るパブリックコメント(意見公募) 実施要領

本市では、平成 24(2012)年3月に期間を10年間とした「近江八幡市教育振興基本計画」を策定しました。平成 28(2016)年度には、「第1期近江八幡市教育大綱」との整合を図り、中間年度としての検証を行うため、「近江八幡市教育振興基本計画中間評価委員会」を設置し、施策の中間評価並びに後期5年間に向けた「近江八幡市教育振興基本計画(後期)」(以下「後期計画」という。)を策定し、教育の振興のための施策を総合的に推進してきました。

この度、令和 4(2022)年 3 月に計画期間の満了を迎えることから、「近江八幡市教育振興基本計画策定委員会」を設置し、協議・調整を行い、「第2期近江八幡市教育振興基本計画」の素案を作成しました。

つきましては、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント(意見公募手続き)を実施します。

1. 公表する資料

第2期近江八幡市教育振興基本計画(素案)

2. 資料の公表場所

- (1)近江八幡市ホームページ
- (2)市役所情報公開コーナー(近江八幡市役所本庁舎 | 階)
- (3)総合支所情報公開コーナー(安土町総合支所1階)
- (4)教育委員会事務局教育総務課(近江八幡市役所南別館3階)
- (5) 各学区コミュニティセンター
- (6) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和 4(2022)年 | 月 25 日(火) ~ 2 月 25 日(金)≪必着≫

4. 意見の提出方法及び提出先

- (I)郵送 〒523-850I 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地 近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課
- (2) FAX 0748-32-3352
- (3)電子メール 040200@city.omihachiman.lg.jp※上記「2. 資料の公表場所」((4)を除く)では提出いただけません。

5. 意見を提出できる方

- (1)近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- (2) 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。 なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「第2期近江八幡市教育振興基本計画(素案)」について」
- (2)住所、名前、電話番号

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記してください。)

(書式例)

近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課 あて

「第2期近江八幡市教育振興基本計画(素案)について」

住 所:

名 前:

電話番号:

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

意 見:

・00について、

意見内容

(ページ番号等、どの部分に対するご意見かが分かるように)

7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報 公開コーナー及び教育委員会事務局教育総務課にて公表します。

- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、考え方が示せませんので、ご了 承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・「第2期近江八幡市教育振興基本計画」は、いただいたご意見を参考にして最終決定し、公 表します。

8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市教育委員会事務局 教育総務課

電話:0748-36-5539 FAX:0748-32-3352

Eメール:040200@city.omihachiman.lg.jp